

## 遺言書のできる相続対策 ～相続人の不存在などの場合～ その9

今回から「遺言書のできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、最終回で相続人不存在や行方不明の場合と、生命保険金受取人に関する対応について解説します。

## 1. 相続人不存在・行方不明の場合への対応

### (1) 相続人のうちに行方不明者がいる場合

行方不明者や連絡が取れない人が推定相続人にいる場合は、行方不明者以外の推定相続人に、財産を相続させる旨の遺言書を作っておけば、相続が開始したら遺言書によって、不動産の名義変更や預貯金の相続手続きができます。

なお、遺言書には、遺言執行者を指定し、預貯金の解約・払戻し・名義変更をする権限があることを明記しておくようにします。

相続人のうちに行方不明者や連絡が取れない人がいて、遺言書がなかった場合の手続きは、以下のようになります。

#### ① 行方不明の期間が7年未満の場合

相続人と音信不通となって行方不明の期間が7年未満であれば、家庭裁判所で「不在者財産管理人」の選任の申し立てをします。

不在者財産管理人は、主に財産を保存する権限を有していますが、遺産分割協議をしたり、不在者の財産を処分する行為は、財産管理人の権限を超えていますので、このような行為が必要な場合は、別に家庭裁判所で「権限外行為許可」という手続きが必要となります。

#### ② 不在者の生死が7年間明らかでない場合

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

7年間の起算点は、不在者の生存が認められた最後の時点であり、その翌日から起算して満7年間の失踪期間となります。

### (2) 相続人不存在の場合

相続人不存在の場合の民法951条（相続財産法人の成立）の規定は、相続財産の帰属すべき者が明らかでない場合におけるその管理、清算等の方法を定めたものです。包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有し（民法990）、遺言者の死亡の時から原則として被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものであって、相続財産全部の包括受遺者が存在するときには相続財産法人による諸手続を行わせる必要がないため、遺言者に相続人が存在しない場合でも相続財産全部の包括受遺者が存在する場合は、民法951条にいう「相続人のあることが明らかでないとき」に当たらないものと考えられます（最高裁：平成9年9月12日判決）。

## 2. 生命保険金受取人に関する対応

民法では、遺言事項は法定事項であり、保険金受取人の変更は、民法上遺言事項として明記されていません。

しかし、保険法は、高齢化社会においては遺言の重要性が増すこと、および生命保険がより有効に機能する必要性があることに鑑み、保険契約者の意思を尊重し保険契約者の多様なニーズに応えることができるようにするという趣旨から、遺言による保険金受取人の変更を認める規律を設けています（保険法44条）。なお、この規定については、保険法の施行日（平成22年4月1日）以後に締結された保険契約について適用するとされています（保険法附則2条）。

また、この規定は、任意規定とされ、保険会社は保険約款において、保険金受取人を一定の者の範囲に限定することができます。また、遺言によって保険金受取人を変更することはできないとする約定も有効です。

しかし、多くの保険会社では、約款などで特段の規定を設けていませんので、遺言で内縁の妻などを死亡保険金の受取人に変更することができます。

遺言による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後に、保険契約者の相続人が保険会社に通知しなければ、保険金受取人の変更があったことを保険会社に対して主張することはできません。

なお、死亡保険契約について保険金受取人を変更する場合には、被保険者の同意が必要となります。